

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、株主をはじめとした、顧客、地域社会、従業員など多くの関係者各位のご期待・ご信頼に応えるべく、収益力や業務の拡大による事業基盤の強化を図る一方、社会の信頼と共感を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値の向上に努力しております。

企業統治はそのための土台と考え、取締役会の活性化、監査体制の強化、経営機構の効率化、コンプライアンス体制の整備強化を図っております。

具体的には、意思決定を迅速化するため、執行役員制度を導入し、業務執行のための権限と役位を執行役員に委譲することで、執行役員の業務執行と取締役によるその監視・監督機能とを明確に分離させております。加えて、役位(専務・常務など)を持つ取締役を原則として廃止することによって、全取締役が対等な立場で業務執行を監視・監督する体制を確立し、さらには取締役に対するチェックが機動的に行われるよう、取締役の任期を1年とすることで、ガバナンスの強化を図っております。

また、社外役員の体制については、十分な独立性を持ち、かつそれぞれの領域において高い見識を有する人材を、会社法が規定する社外監査役に加え、社外取締役にも選任しており、外部の視点で経営のチェックを行なうと共に、定期的に経営トップとの意見交換の場を設定するなど取締役会以外においても十分な交流を図ることで、適切なアドバイスをいただけるよう努めてまいりました。

そして経営計画「Denka 100」の達成のための経営体制を強化すると共に、ガバナンス体制を拡充して、経営の透明性と健全性をさらに向上させるため、社外取締役の増員(2名から3名に増員)および取締役会の人数の減員(取締役の定員を2名減員)を含めた新体制を、2015年6月の第156回定時株主総会で、承認いただきました。

この新体制は、経営環境の一層のグローバル化や情報化などの進展を踏まえたものであり、これにより、「攻め」と「守り」を兼ね備えた経営体制の強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

○ 政策保有株式に関する取締役会での検証

当社は、主要な政策保有株式に関し、取締役会での検証を行っておりませんが、2015年度以降実施し、2016年度に有価証券報告書にて説明を行ってまいる方針です。

【原則3-1 情報開示の充実】

(v) 経営陣幹部および取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明については、社外役員は選任理由を、社内役員は経歴を、それぞれ株主総会参考書類に記載しておりますが、執行役員の選任理由については、2016年度より、取締役会にて執行役員の選任決議がなされた時点で、個々の経歴を自社のウェブサイト等で開示することを検討いたします。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬体系】

当社では、現在、現金報酬の枠組みによる業績連動報酬を採用しておりますが、経営陣の健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ報酬の導入に向けて、自社株報酬の採用等について、検討を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会における実効性の分析・評価】

当社は取締役会を原則的に月1回開催し、会社経営の基本方針その他業務執行に関する重要な事項などをタイムリーに審議・決議しております。取締役会付議事項案件については、当日に活発な議論がなされるよう社外も含む取締役・監査役全員に事前に資料を配布し、十分な検討時間を確保しております。また、社外取締役および監査役から出された意見・要望については、迅速に取締役会に取り入れております。

以上により、当社取締役会全体の実効性については十分確保されているものと判断しておりますが、各取締役の自己評価を踏まえた取締役会の実効性についての分析・評価と、その結果の概要の開示につき、早期実施に向け、準備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

○ 政策保有株式に関する方針

当社は、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。

○ 政策保有株式に対する議決権行使基準

当社は、政策保有株式に関する議決権の行使については、原則的には発行会社の経営方針や戦略を尊重した上で、その株式を管理する各担当部門が発行会社の経営状況等を勘案し、最終的には株主価値の向上に資するものかどうかの観点から個別に議案を精査して賛否の判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規定において、取締役の競業取引および自己取引について、取締役会の事前承認事項と規定しており、また、その結果の報告を義務付けております。継続的な取引を行う場合には、毎年1回、取締役会にて、競業取引および自己取引につき前年度の実績報告および当年度の事前承認を行っております。

また、関連当事者間の取引については、一般的な取引条件と同様に決定しており、法令等に従って計算書類の注記表および有価証券報告書にて開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念など)や経営戦略、経営計画 (企業理念)

当社は、「高い技術で『資源』から『価値あるモノ』を生み出す企業となる」という企業理念を掲げ、社会との対話を通じてニーズを的確に掴み、期待に応えるための高い技術を磨き、限りある資源を有効に活用して、価値あるモノを創造する企業となることを目指しています。その原点と

なるのが、石灰石資源と自家発電所を基盤としたカーバイドと化学肥料の生産であり、1915年(大正4年)の創業以来、このカーバイド化学により培った技術を基に、当社は無機化学から有機化学、さらには電子材料、樹脂加工や医薬などまで非常に幅広い事業領域を有するユニークな化学メーカーとして成長してまいりました。

そして創立100周年を迎えた2015年(平成27年)には、次の100年に向けて、新たなコーポレートスローガンとして「できるをつくる。」「Possibility of Chemistry.」を定めました。これは化学の可能性に挑戦してソリューション(できる)を生み出し、新たな価値の創造(つくる)という、課題解決を通じて社会の発展に貢献する、企業姿勢を示すものです。さらにデンカグループ社員の基本的な姿勢や立ち返るべき原点、社会との関わりを示した「Denkaの行動指針」を定め、企業活動の中核となる価値の共有と一層の浸透を図っております。

Denkaの行動指針

わたしたちは、

- 一、「誠意」と「チャレンジ精神」で、果敢に難題に挑みます
- 一、「未来」に向け、今何をすべきかを考え、行動します
- 一、「創造」溢れるモノづくりを通して、お客様への新たな価値と感動を届けます
- 一、「環境」に配慮し、「安全」優先の明るい職場をつくります
- 一、「信頼」される企業としての誇りを持ち、より良い社会作りに貢献します

(経営計画)

当社は経営計画「Denka 100」の3つの新成長戦略を2013年(平成25年)4月に策定し、目標年度を2017年(平成29年)として、中長期的な企業価値・株主価値の更なる向上を図るべく、具体的な施策を「攻め」の姿勢で積極的に実行しております。

経営計画「Denka 100」

3つの新成長戦略

1. 生産体制の最適化
 - ・海外現地生産の加速と、他社提携・協業による事業再構築
2. 徹底したコストの総点検
 - ・生産プロセス、収率、原材料、修繕などの全てのコスト項目の総点検
3. 新たな成長ドライバーへの経営資源集中と次世代製品開発への取り組み
 - ・「環境」「エネルギー」「インフラ」「健康」などの成長分野へ経営資源を集中

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の1-1「基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬については、株主総会において決議した総額の範囲内で、各取締役の役割と責任に応じた報酬としており、代表取締役である社長及び担当執行役員が原案を策定し、取締役会にて決定しております。

執行役員報酬についても、各執行役員の役割と責任に応じた報酬としており、代表取締役である社長及び担当執行役員が原案を策定し、取締役会にて決定しております。

取締役報酬、執行役員報酬ともに月額固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬については各期の連結営業利益に連動して支給額を決定しております。

なお、業績連動報酬については連結営業利益が一定額に満たない場合や重大なコンプライアンス違反などが発生した場合には、支給しないか、支給額を減額することとしております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、各分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の企業価値向上への貢献が期待できることと判断する者を選定しており、代表取締役である社長が提案し、取締役会にて審議・決定しております。

執行役員の選任にあたっては、執行役員規定に基づく選任基準(1. 豊富な業務経験を有し、会社の業務に精通していること、2. 経営感覚に優れていること、3. 指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること、4. 執行役員にふさわしい人格、見識を有すること、5. 心身ともに健康であること)に従い、代表取締役である社長が提案し、取締役会にて審議・決定しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会の役割を見直し、その役割を経営への意思決定機能及び監督機能と明確に位置づけ、業務執行については、重要な業務執行に該当するものを除き、各業務執行役員へ委任しております。取締役会規定において、会社経営の基本方針その他業務執行に関する重要事項など、取締役会に付議すべき事項を明確に定め、取締役会は、業務執行に対する監視・監督を行っております。また、取締役会は、業務執行機能を担う各執行役員の職務分担・職務権限を決議し、その範囲内において執行役員に業務執行を委任すると共に、取締役会にてその執行状況を報告させる体制を取っております。さらに、経営における最重要課題の審議および討議を目的に、取締役・監査役および執行役員の一部を構成メンバーとする経営委員会を設置し、経営の重要事項に関する討議の効率化と意思決定の迅速化を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営環境の一層のグローバル化や情報化などの進展を踏まえ、独立社外取締役の人数を少なくとも2名以上、さらに、比率についても少なくとも3分の1以上選任することが必要であると考えております。この方針のもと、2015年6月開催の第156回定時株主総会において、ガバナンス体制を拡充して経営の透明性と健全性をさらに向上させ、「攻め」と「守り」を兼ね備えた経営体制を構築することを目的に、社外取締役については、1名を増員してそれまでの2名から3名とすると共に、社内取締役については、2名を減員してそれまでの7名から5名とする取締役選任議案を上程し、承認可決されました。この結果、当社の現在の社外取締役は取締役8名のうち3名(37.5%)となっております。

尚、社外取締役3名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社の取締役会は、独立社外取締役、独立社外監査役ともに、独立役員として当社の企業価値向上への貢献が期待できるか否かなど、実質面に主眼を置いた判断のもと、候補者を選定しております。具体的には、会社法が規定する社外性の要件のほか、東京証券取引所が定める独立性基準等を踏まえ、以下の通り定めております。

○ 社外役員の独立性基準

当社の社外取締役、社外監査役の独立性基準は以下の(1)から(5)までに定める要件のいずれにも該当しない者とする。

- (1)当社の主要取引先である、主要販売先(*1)、主要仕入先(*2)、主要借入先(*3)の業務執行者(*4)
- (2)直近1年間の会計年度において、当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等
- (3)上記(2)の財産を得ている者が団体である場合は、直近1年間の会計年度において、当該団体に対する当社からの支払額が当該団体の売上高もしくは総収入の2%以上を占める団体に所属する者
- (4)過去1年以内の期間において上記(1)から(3)までに該当していた者
- (5)次に掲げる者(重要でない者を除く)の配偶者または二親等以内の親族
 1. 上記(1)から(4)までに該当する者
 2. 現在または過去1年以内の期間において当社または当社の子会社の業務執行者であった者
 3. 現在または過去1年以内の期間において当社または当社の子会社の非業務執行取締役であった者(社外監査役の場合に限る)

*1 主要販売先：直近1年間の会計年度において、当社に対する当該販売先からの支払額が当社の売上高の2%以上を占める販売先

*2 主要仕入先：直近1年間の会計年度において、当該仕入先に対する当社からの支払額が当該仕入先の売上高の2%以上を占める仕入先

*3 主要借入先：直近の会計年度末において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先

*4 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等

【補充原則4-11-1 取締役会の多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、現在社内取締役が5名、社外取締役が3名の8名体制で構成されておりますが、当社としては、経営の透明性と健全性を考慮すれば、取締役は10名以内とすることが適切であると考えております。社内取締役は、当社の各事業部門や間接部門における十分な専門知識と実務経験を有している者から選任し、また、社外取締役は、高度な専門性と幅広い見識を持った者から選任することにより、取締役会全体として、多様な知識・経験・能力を持つ人材をバランス良く選任することが重要であると考えております。

今後も、取締役候補者に関しては、知識・経験・能力のバランスおよび多様性に十分配慮すると共に、当社の企業価値向上への貢献が期待できるか否かを基準に選定し、毎年の定時株主総会に上程してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

当社取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会参考書類および事業報告に毎年記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、特に新任の社外取締役・社外監査役に対し、当社に関する知識の習得を目的に、当社の事業所・工場などの見学や当社事業についての勉強会などを実施しております。また、社外を含むすべての新任の取締役・監査役に対して、求められる役割と責務への理解を深めることを目的に、必要な法的知識などを学ぶための外部講習会への参加等を奨励し、その機会の提供・斡旋と費用の支援を行うと共に、就任後も必要に応じて継続的にこれらの知識を更新するためのトレーニングについて、同様に対応してまいる方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との建設的な対話を促進するため、当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営計画を策定し、様々な機会を設けて、説明に努めることにより、株主・投資家の理解を得られるよう努めております。

(i) 株主・投資家への対応はIR室・総務部が窓口となり、各担当執行役員の統括のもと、活動を行っております。

(ii) 適宜・適切な情報開示をするため、関連部署が情報共有するなど、積極的な連携をとっております。

(iii) 株主・投資家が当社の事業構造や経営計画、業績に対する理解を深める取組みを行っており、証券アナリストや機関投資家に対しては決算説明会を開催するほか、適宜工場見学会や事業説明会を実施しております。また、個人投資家に対しては毎年会社説明会を開催しております。

(iv) 株主・投資家との対話の中で寄せられた意見・懸念事項については、適宜担当執行役員に対し報告すると共に、必要に応じて取締役会に報告しております。

(v) インサイダー情報の管理に関する施策といしましては、内部情報管理および内部者取引(インサイダー取引)防止規定を策定し、これに基づいた適切な情報管理を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,597,000	6.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,866,000	4.91
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	16,079,000	3.45
全国共済農業協同組合連合会	15,965,000	3.43
三井生命保険株式会社	11,908,000	2.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	10,185,631	2.19
JUNIPER	9,570,000	2.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	9,523,364	2.04
三井住友海上火災保険株式会社	6,916,000	1.48
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	6,425,194	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

平成27年2月18日(報告義務発生日：平成27年2月13日)に、アライアンス・バーンスタイン株式会社から、2社を共同保有者とする大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在の実質所有状況を確認することができませんので、上記(2)「大株主の状況」には含めておりません。なお、2社の合計保有株式数は、19,000,052株(4.08%)です。

平成27年4月6日(報告義務発生日：平成27年3月31日)に、三井住友信託銀行株式会社から、4社を共同保有者とする大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在の実質所有状況を確認することができませんので、上記(2)「大株主の状況」には含めておりません。なお、4社の合計保有株式数は、44,356,000株(9.52%)です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社											
【取締役関係】												
定款上の取締役の員数	10名											
定款上の取締役の任期	1年											
取締役会の議長	社長											
取締役の人数	8名											
社外取締役の選任状況	選任している											
社外取締役の人数	3名											
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名											
会社との関係(1)												
氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 正	他の会社の出身者						△					
佐藤 康夫	他の会社の出身者											
山本 明夫	他の会社の出身者						△					
※ 会社との関係についての選択項目												
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」												
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」												
a	上場会社又はその子会社の業務執行者											
b	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役											
c	上場会社の兄弟会社の業務執行者											
d	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者											
e	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者											
f	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家											
g	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)											
h	上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)											
i	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)											
j	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)											
k	その他											
会社との関係(2)												
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明								選任の理由		
橋本 正	○	平成15年3月まで当社の主要な取引先である株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)の親会社である株式会社みずほホールディングス(現:株式会社みずほフィナンシャルグループ)の業務執行者(執行役員)として勤務していました。 当社は同行と借入の取引がありますが、当社の総資産に対する借入金の比率は約3割であり、同行からの借入は借入金全体の1割以下です。								同氏は、長年金融機関に勤務し会計に関する高度な知見を有していることから、この知見を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくため、社外取締役として選任し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は上記eに該当しておりますが、当該金融機関の現在または最近においての業務執行者でないこと、当該金融機関を退職してから相当の年数が経過(当該報告書提出日現在で退職後12年経過)していること、当社の総資産に対する借入金の比率は約3割と低く、当該金融機関からの借入は借入金全体の1割以下であり、現在、当該金融機関と同氏との間には特別の利害関係は特になく、当該金融機関から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことではないと考えられること、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員としての独立性に問題はないと考えております。		
佐藤 康夫	○	該当事項はありません。								同氏は、日本エア・リキード株式会社の代表取締役を務めるなど、長年企業経営に携わり		

			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、グローバル企業での事業責任者を務めるなど、国際経験も豊富であることから、この知見を活かし、当社の海外事業拡大戦略をはじめ、経営全般に対して提言をいただくため、社外取締役として選任し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は上記a～kのいずれにも該当していないこと、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員としての独立性に問題はないと考えております。
山本 明夫	○	平成26年6月まで当社の主要な取引先である三井物産プラスチック株式会社の業務執行者(代表取締役社長)として勤務しておりました。 当社は同社と製品の販売の取引がありますが、取引金額は当社売上高全体の5.7%です。	同氏は、三井物産株式会社執行役員・三井物産プラスチック株式会社代表取締役社長を務めるなど、長年企業経営に携わり経営者として国内と海外において豊富な経験と幅広い見識を有しており、グローバル企業での事業責任者を務めるなど、国際経験も豊富であることから、この知見を活かし、当社の海外事業拡大戦略をはじめ、経営全般に対して提言をいただくため、社外取締役として選任し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は上記eに該当しておりますが、当該会社の現在または最近においての業務執行者でないこと、当社の同社に対する売上高は当社売上高全体の5.7%であるものの、実質的な同社との取引は、当社が同社の有する商社機能としてのサービスを口銭支払という形で受けているものであり、その金額は僅少(同社の売上高の2%未満)であり、現在、当該会社と同氏との間には特別の利害関係は特になく、当該会社から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはないと考えられること、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員としての独立性に問題はないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は、会計監査の内容について定期的に会計監査人から監査役への説明・報告がなされているほか、必要に応じて相互に情報交換や意見交換をおこない、監査機能の実効性と効率性の向上に努めています。
監査役および内部監査室は、内部監査室の業務執行について監査役による監査が実施されているほか、必要に応じて相互に情報交換や意見交換をおこない、監査機能の実効性と効率性の向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹浪 恒弘	弁護士													
木下 俊男	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹浪 恒弘	○	該当事項はありません。	同氏は、長年の弁護士としての経験および豊富な法律知識を有しており、この知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は上記a～mのいずれにも該当していないこと、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として独立性に問題はないと考えております。
木下 優男	○	該当事項はありません。	同氏は、長年の日本および米国の公認会計士としての経験および豊富な会計知識を有しており、国際会計知識に精通していることから、当社の海外事業拡大に向けて、この知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は上記a～mのいずれにも該当していないこと、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として独立性に問題はないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員(社外取締役3名、社外監査役2名)をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブを付与するものとして、役員賞与制度があります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書にて、取締役の報酬額を開示しております。

【取締役および監査役の報酬等の額(平成27年3月期)】

取締役 9名 369百万円(うち社外取締役 2名 24百万円)

監査役 4名 84百万円(うち社外監査役 2名 24百万円)

合計 13名 453百万円(うち社外役員 4名 48百万円)

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれおりません。

(注)2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額5億4,000万円以内(うち社外取締役分3,000万円以内。使用人分給与は含まない。)と決議いたしました。

(注)3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第147回定時株主総会において月額1,300万円以内と決議いたしました。

(注)4. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は10百万円であり、支給人数は1名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬等は、株主総会で承認を受けた額(取締役は年額5億4,000万円以内、監査役は月額1,300万円以内)の範囲内で決定しております。取締役の報酬については、業務の執行とその監督機能をより明確に区分するため、業務執行の監督に対する部分と、業務執行に対する部分とに分かれており、前者は全ての取締役を対象とし、後者は執行役員兼務の取締役を対象としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含む監査役の職務補佐機関として監査役室を設置し、専従のスタッフ1名を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における業務執行、監査・監督の方法などガバナンス機構に対する現状の体制は、独立性のある社外取締役を複数名選任したうえで、取締役会、監査役会、内部監査室や法務室等の内部監査部門・内部統制部門が連携を図る形となっております。

当該体制において監督、業務執行および監査の各機能の役割は下記の各項目のとおりとなっております。

1. 監督機能(取締役、社外取締役、取締役会)

この報告書提出日現在において、取締役は8名(うち、社外取締役3名)を選任しております。

コーポレート・ガバナンスの強化のため、取締役における役位(専務・常務等)はこれを原則として廃止し、対等な立場で業務執行を監視・監督することに注力しております。

社外取締役3名は、いずれも独立役員として指定しており、その専門的見地および外部視点から経営全般に対して提言をいただき、取締役会における監督機能をいっそう充実させることをその役割として期待し、選任しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする、責任限定契約を締結しております。

取締役会は、毎月1回開催しており、法令、定款および取締役会規定に基づき、業務執行に関する重要な意思決定をおこなうとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しております。

2. 業務執行機能(執行役員制度、委員会・審議会等)

コーポレート・ガバナンスの強化のため、従来、取締役が担っていた業務執行のための権限と役位を執行役員側に移し、業務執行とその監視・監督機能を明確に切り分けることを目的として、執行役員制度を導入しております。

この報告書提出日現在において、執行役員は18名(うち、取締役兼務4名)を選任しており、取締役会において、その業務執行の状況を報告し、取締役による監視・監督を受けております。

取締役、監査役および執行役員の一部を構成メンバーとする経営委員会を設置し、経営の重要事項における討議の効率化と迅速化を図っております。また、予算編成、設備投資等の重要個別案件については、機能別の委員会、審議会等を設置し、専門的かつ効率的な審議をおこなっております。

3. 監査機能(監査役、社外監査役、監査役会、内部監査室、会計監査)

この報告書提出日現在において、監査役は4名(うち、社外監査役2名)を選任しております。

監査役は、監査役会の定める監査方針に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および執行役員からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行を監査しております。

社外監査役2名は、いずれも独立役員として指定しており、その専門的見地および外部視点を監査体制に活かしていただくことをその役割として期待し、選任しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする、責任限定契約を締結しております。

監査役会は、毎月1回開催し、各監査役から監査業務の結果について報告を受け、協議しております。また、業務執行の状況を聴取すべく、部門報告会を随時開催しております。

監査役会および監査役の職務補佐機関として、監査役室を設置しており、専従のスタッフ1名を配置しております。

内部監査について、専任部署として内部監査室を設置し、スタッフ6名を配置し、包括的な内部監査を実施しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任(平成19年6月28日選任)しており、当該監査法人の監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行している公認会計士とその継続監査年数は下記のとおりです。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は公認会計士を含む10名程度で構成されております。

指定有限責任社員:公認会計士 百井 俊次 (継続監査年数:2年)

指定有限責任社員:公認会計士 薬袋 政彦 (継続監査年数:6年)

指定有限責任社員:公認会計士 矢部 直哉 (継続監査年数:7年)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における業務執行、監査・監督の方法などガバナンス機構に対する現状の体制は、上記2.に記載のとおりとなっております。

当該体制において監督、業務執行および監査の各機能の役割は上記2.記載の各項目のとおりであり、当社は、当該体制が当該役割を果たすために最適なものであり、株主・投資者等からの信認を確保していくうえでふさわしいものであると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途として発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を早期に開催することに留意しております。その結果、開催日が集中日から外れこととなっております。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年3月期にかかる定時株主総会から、パソコン、携帯電話等を利用したインターネット等による議決権行使方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年3月期にかかる定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(東証プラットフォーム)を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成26年3月期にかかる定時株主総会から、招集通知(全文・ウェブ開示事項を含む)の英訳版を作成し、提供をしております。
その他	平成27年3月期にかかる定時株主総会から、招集通知発送前に、招集通知を日本証券取引所グループのホームページ(上場会社情報)、株式会社ICJが運営する機関投資家向け招集通知閲覧サイト(アローフォース)および当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに実施しております。開催状況については、後日、当社ホームページにて配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載資料は以下のとおりです。 招集通知、報告書(旧:株主通信)、有価証券報告書、決算短信、決算概要、四半期報告書および決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ倫理規定において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動にいっそう積極的に取り組むため、CSR・広報室を設置し、「CSR報告書」を年1回発行し、当社ホームページに掲載しております。 平成23年3月に発生いたしました東日本大震災に対してまして、平成23年7月から「被災地ボランティア支援プログラム」を制定し、従業員の被災地におけるボランティア活動を現在まで、継続して実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、法令、定款および取締役会規定に基づき業務執行に関する重要な意思決定をおこなうとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督する。

業務執行取締役および執行役員は、社長の統括の下、各担当業務を執行するとともに、所管する担当業務部門における従業員の業務執行を監督する。

監査役は、監査役会の定める監査方針に従い、取締役会その他重要会議への出席、取締役からの報告聴取、重要書類の閲覧等により取締役の業務執行を監査する。

当社は、当社および子会社のすべての役員・従業員の法令遵守に関する行動指針として「デンカグループ倫理規定」を定め、社規社則により具体的な法令・定款への適合を確保する。

反社会的勢力に対しては、「デンカグループ倫理規定」の定めに則り、毅然と対応し、利益供与をおこなってはならないことを基本方針として、社内体制を整備する。

内部監査については、専任部署として内部監査室を設置し、包括的な内部監査を実施するとともに、専門的、個別的領域については、機能別に所管各部門および各種委員会が規定類遵守の教育ならびに遵守状況の監査をおこない、必要に応じ担当役員に報告をおこなう。

また、内部監査室は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制報告書」の作成を目的とした、内部統制の整備・運用状況の検討・評価をおこない、その結果を担当役員に報告する。

上記各部門による内部監査を補完し、違反行為を早期に発見、是正するために内部通報制度を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を取締役会規定、職務基準書等の社内規定に基づき作成し、文書保存規定に基づき保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動に対し重大な影響をおぼすと思われる危険の発生に対しては、「危機管理基本要綱」を定め対応方針を規定する。

環境、安全衛生、品質管理といった項目については、組織横断的な委員会を組織し包括的に危険の管理をおこない、部門に固有の項目については該当部門の責任において管理をおこなう。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社は、取締役会における経営の意思決定機能の最適化を図り、また、業務執行とその監督の分離を進め、それぞれの機能を強化するため、執行役員制度を採用する。

意思決定機関としての取締役会とは別に、取締役を構成メンバーとする経営委員会を設置し、案件ごとに担当の執行役員等も参加し討議をおこなうことで経営の重要な事項における討議の効率化と迅速化を図る。

予算編成、設備投資等の重要な個別案件については、機能別の審議会、委員会等を設置し、専門的かつ効率的な審議をおこなう。

職務基準書において、取締役、執行役員および従業員の基本任務、決裁権限を規定し、職務の執行の効率化を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の管理については、各子会社を所管する部門を定め、当該部門が責任をもって総括的管理をおこなうとともに、各子会社の実情に応じた指導・管理・監督をおこなう。

各子会社の定常業務については、各社の自主性、独立性を尊重し自律的な活動を前提とするが、法令、社会規範の遵守については「デンカグループ倫理規定」等必要な規則を適用し、教育と監督をおこなう。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社は、子会社に対して、その子会社を所管する部門から取締役等を派遣し、当社取締役会等においてその子会社における重要な事項について情報交換・協議する。

子会社は、その業務執行のうち、当社グループ全体に及ぼす影響の度合い等を勘案し重要性の高いものについては「関係会社管理職務基準書」に基づき、所管する部門を通じて親会社である当社に事前に報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の企業活動に対し重大な影響を及ぼすと思われる危険の発生に対しては、「危機管理基本要綱」に準じ、対応する。

子会社の環境、安全衛生、品質管理といった項目については、その子会社を所管する部門から派遣された取締役等が、専門の所管各部門とも協議し助言・指導をおこなう行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、その子会社を所管する部門から取締役等を派遣することにより、当社と子会社との情報共有をはかり、当社グループ全体で組織的・効率的に事業を遂行する。

子会社に対してはその重要性の度合いにより、必要に応じて共通の会計システムの導入や管理部門のリソースの提供等をおこない、子会社業務の効率化を図る。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社を含む当社グループを適用対象とした「デンカグループ倫理規定」を定め、子会社のすべての役員・従業員に対し法令遵守を促すとともに、「関係会社管理職務基準書」に基づき、子会社の管理を実施する。

子会社に対する内部監査については、当社の内部監査室を主管として、必要に応じて当社の法務室の支援を得て、適時、実施する。

また、子会社における違反行為を早期に発見、是正するために内部通報制度を設ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項、ならびに当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役会および監査役の職務補佐機関として、監査役室を設置し、監査役と事前協議のうえ、1名以上の専任従業員を配置する。

監査役室は、監査役会の事務局となり監査役から直接指揮命令を受ける。

監査役室に所属する従業員の人事考課およびその他の人事に関する事項の決定については、監査役と事前協議のうえ、実施する。

7. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および子会社の取締役、執行役員および従業員は、部門ごとまたは子会社ごとに監査役の指示・求めに従い、定期的または必要に応じて担当業務の報告をおこなう。

内部監査室は、当社および子会社に対して実施した内部監査の結果を定期的に監査役に報告する。

当社および子会社のすべての役員・従業員から違反行為を通報するための制度として内部通報制度を設け、監査役室をその通報窓口の一つとして定め、監査役室等に通報があった場合はその内容を監査役に報告する。

内部通報制度により違反行為を通報した者に対してその通報により不利な処遇を受けることはない旨、「デンカグループ倫理規定」に定める。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
取締役は、監査役会および監査役の職務の執行に支障がないよう、必要な予算を確保するとともに、監査役から会社法388条に基づく請求があつたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務に必要ないと認められた場合を除き、これを速やかに支払う。
内部監査室等の内部監査部門は、監査役による監査と連携し、相互の業務が効率的におこなわれるよう協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は2002年12月に制定した「デンカグループ倫理規定」において、当社および当社グループ企業の全役職員が、国内外の法令・社内規定を遵守すること、社会規範や倫理に反する行動をとらないことを明示するとともに、反社会的勢力に対しては、毅然と対応し、利益供与をおこなってはならないと規定し、これを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方としております。

この基本的な考え方に基づき、当社は、対応統括部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報について、警察や弁護士等の外部の専門機関と情報交換や相談等を実施し、また、全役職員を対象とした社内講習会を開催する等、反社会的勢力排除に向けた社内体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、1915年(大正4年)に創業して以来、長年培った技術力を基礎として、現在、有機化学・無機化学・電子材料・樹脂加工・医薬等の非常に幅広い事業領域を有するユニークな化学メーカーとして成長してきております。

このような歴史を持つ当社は、原材料から最終製品に至るまでの工程が非常に長い製品や多様な領域の自社技術を複合的に活用した製品が多く、これらの事業は、中長期的な視点に基づく設備投資・研究開発や取引先・地域社会との長期間にわたる信頼関係の蓄積のうえに成立しています。

一方で、グローバル化・情報化の進む昨今においては、経営環境の変化は早く、企業の成長戦略としてM&A(企業の合併・買収)・業務提携等も有効な手段として重要なものであると認識しております。

したがって、当社取締役会は、「当社における財務および事業の方針を支配する者」は、当社のこのような歴史に基づく企業価値の源泉を十分に理解し、中長期的な視点に立って、当社の企業価値および株主共同の利益に資することが必要であると考えております。

当社としては、このような株式会社の支配に関する基本方針を実現するため、以下のような具体的な取組みを進めています。

1. 持続的成長と企業価値向上のための経営計画「Denka 100」の推進

- ・「3つの新成長戦略」として、「生産体制の最適化」、「徹底したコストの総点検」および「新たな成長ドライバーへの経営資源集中と次世代製品開発への取組み」を推進する。
- ・株主様への配分を定めた「株主還元方針」を策定するとともに、さらなる成長に向けて、M&Aなどの戦略投資の財源を明確化し、積極的な経営を図る。

2. 「守り」と「攻め」を兼ね備えた経営体制の強化

- ・経営計画「Denka 100」達成のための経営体制を強化するとともに、ガバナンス体制を拡充して、経営の透明性と健全性をさらに向上させること、社外取締役の増員(2名から3名に増員)および取締役会の人数の減員(取締役の定員を2名減員)を含めた新体制とする。

なお、当社は創立100周年を機に、全社員が心を一つにして同経営計画の達成に挑戦する決意を表すため、コーポレートロゴの一新およびコーポレートスローガンと社員の行動指針を制定するとともに、2015年(平成27年)10月1日より、商号(社名)変更をおこないました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制」の社内体制図は、別添1のとおりです。

【適時開示体制の概要】

当社では、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うために、「金融商品取引法」および社内規定「内部情報管理および内部者取引(インサイダー取引)防止規定」に基づき、次のような体制をとっています。

1. 決定事実・決算情報

決定事実の情報の集約・内部情報管理は、総務部長、経理部長、IR室長およびCSR・広報室長にておこない、総務部と経理部を中心に重要性の判断および適時開示情報に該当するかの判断を、経営企画室、法務室、IR室、CSR・広報室および当該案件の担当部門にて協議します。取締役社長への報告後、取締役会の承認を得て、情報取扱責任者から遅滞なく当該事実の開示をおこないます。

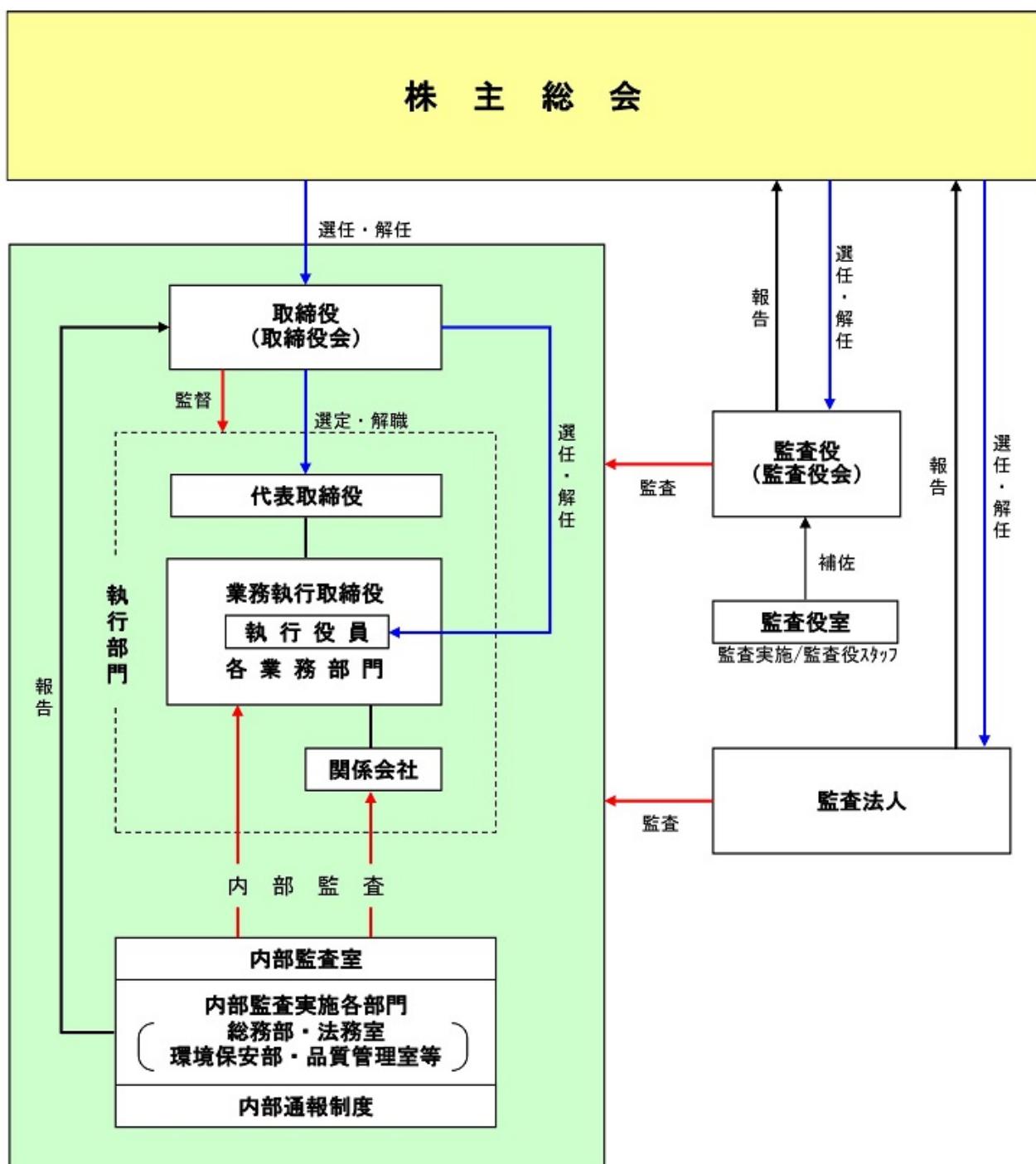
決算情報については、経理部から取締役社長に報告し、取締役会での承認後、情報取扱責任者から遅滞なく当該情報の開示をおこないます。

2. 発生事実

発生事実は、発生後、当該事実の発生した担当部門から速やかに総務部、経理部、IR室およびCSR・広報室を中心に情報が集約され、必要に応じ、上記決定事実と同様に、経営企画室、法務室、IR室、CSR・広報室および当該担当部門にて協議します。取締役社長への報告後、情報取扱責任者から遅滞なく当該事実の開示をおこないます。

当社における「適時開示体制」の社内体制図は、別添2のとおりです。

(別添1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制の社内体制図



(別添2) 適時開示体制の社内体制図

